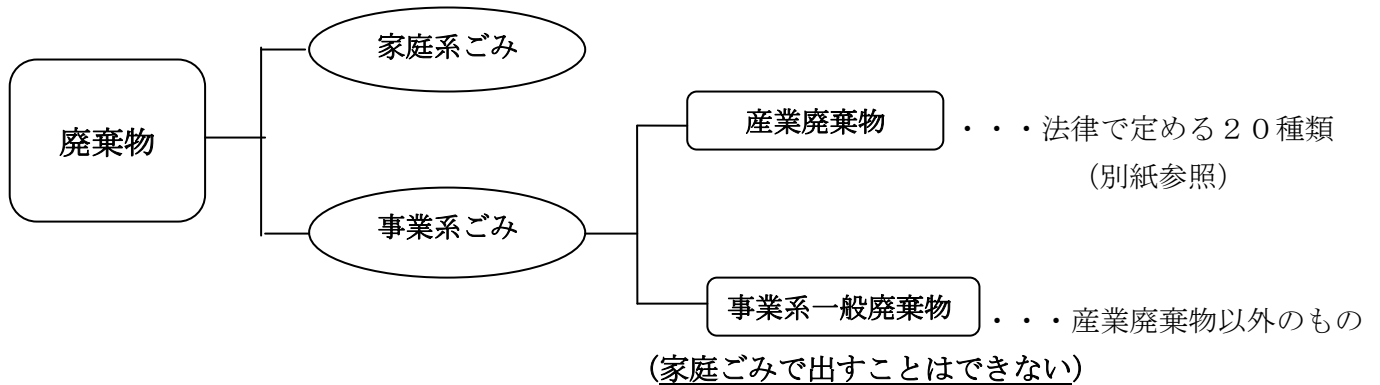


事業系廃棄物について

(1) 事業系廃棄物とは



※事業系一般廃棄物・・・【例】事務所・店舗から出る事務用紙・新聞・ダンボール等
飲食店・従業員食堂から出る残飯類等
卸・小売業から出る野菜くず・魚介類等

(2) 事業系ごみの処理責任

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条及び「長岡京市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第4条で、「事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系廃棄物）を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定している。

産業廃棄物の処理・・・排出者責任

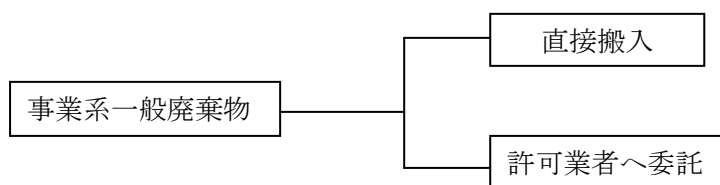
産業廃棄物収集運搬許可業者（府許可）へ委託

一般廃棄物の処理・・・自己処理

一般廃棄物収集運搬許可業者（市許可）へ委託

(3) 長岡京市の現状

市で事業系一般廃棄物の収集運搬は行っていないので、事業所は直接乙訓環境衛生組合に搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託することになる。



①直接搬入事業所・・・21事業所（H22.4.1現在）

乙訓環境衛生組合で搬入承認許可を受けた後、自社車両等で直接乙訓環境衛生組合に搬入する。
処理手数料は、直接乙訓環境衛生組合に支払う。

②許可業者委託事業所・・・638事業所（H22.4.1現在）

一般廃棄物収集運搬許可業者に委託し、乙訓環境衛生組合に搬入する。

排出者は、収集運搬料及び処理手数料込みの契約を許可業者と結び、処理手数料は許可業者が乙訓環境衛生組合に支払う。

※一般廃棄物収集運搬許可業者・・・5社

（４）一般廃棄物収集運搬許可業者が収集運搬する事業系一般廃棄物について

①収集体系について

許可業者は、収集運搬委託契約を締結した事業所のごみを、経路に沿って昼夜・早朝に関わらず回収作業を行い、事業所ごみを数社混載で乙訓環境衛生組合に搬入している。

②収集運搬料について

許可業者の収集運搬料は収集時間・集積場所・数量等の事情を基に算出され排出事業所の合意の下、処理手数料を含め契約される。

③処理手数料について

許可業者が搬入する承認事業所分以外の事業系一般廃棄物は、中小零細企業の育成等を目的に処理手数料を減免している。

しかし、廃棄物行政を取り巻く状況、事業所の処理責任等を鑑み、減免制度の廃止と共に循環型社会に適合した条例改正を行うため乙訓環境衛生事務連絡会（2市1町・乙訓環境衛生組合で構成）で検討中である。

④多量排出者について

乙訓環境衛生組合での運転管理上の多量排出者の定義300kgを準用し、市条例第15条及び施行規則第2条第1項第2号で「事業系一般廃棄物で排出量が1カ月300kg以上継続して排出するもの」と多量排出者を規定している。

収集運搬を受け持つ2市1町で多量排出者の定義等については検討中である。

（５）廃棄物の減量・適正排出について

事業系一般廃棄物は、乙訓環境衛生組合に搬入されるごみの約24～25%を占めているが、家庭系ごみと同様減少傾向にある。

大手企業は、独自にゼロ・エミッション等に取り組む廃棄物の減量・適正排出を進めているが、中小企業等では、積極的に減量・適正排出に取り組んでいる所は少ないと思われる。

市では、22年度から「ごみ減量のしおり」巻末に、事業系ごみについての説明と減量・資源化に努めるよう掲載を始めた。

今後、ごみの組成等を確認しながら減量・資源化に向け指導を図っていきたい。